

「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正」の概要

今回、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として、6種類の農薬に関する基準値を下のよう設定します。

農薬名	基準値
アミスルプロム	3.6 $\mu\text{g} / \text{l}$
エスプロカルブ	15 $\mu\text{g} / \text{l}$
シメトリン	6.2 $\mu\text{g} / \text{l}$
ピラクロニル	3.8 $\mu\text{g} / \text{l}$
メタフルミゾン	5.8 $\mu\text{g} / \text{l}$
ヨードスルフロンメチルナトリウム塩	61 $\mu\text{g} / \text{l}$